

三種町新・元気づくり支援事業

公開実績報告会

3月18日、八竜改善センターで「三種町新・元気づくり支援事業公開実績報告会」が行われました。

5年目となる今年は、補助額が50万と10万円の2コースで募集、35団体が採択され、報告会では、うち13団体（上限50万コース）が3分間のプレゼン（残る団体は書類審査）により成果を報告。三浦町長、荒樋豊県立大教授、住民代表の合わせて5人が審査を務め、活動の内容や、今後の展望などについて質問を行いながら活動を評価し、全団体が「合格」となりました。

報告会の後には懇親会も行われ、活発な情報交換が行われました。



プレゼンによる実績報告



報告書類は全て公開され今後の取組の参考に

地域が元気になる！
補助金最高50万円！

平成29年度
新・元気づくり支援事業
参加団体募集

積極的に、独創的に、効果的に取り組むことで元気あふれる三種町につながる事業であれば、補助対象経費の10分の9以内、50万円を限度として補助します。温めていたアイデアに今こそ挑戦するときです。

対象 町内在住者5名以上の団体
期間 5月1日から翌年2月末まで
申請 4月14日まで

※申請書作成などを企画政策課でお手伝いします。まずは、ご相談ください。

審査 4月23日(日)

事業実施計画書を公開で審査して、補助金の金額、交付の可否を決定します。また、3月に公開審査により補助金を確定します。

※企画政策課企画係で、過去に実施した事業の申請書、実績報告書も閲覧することができます。

◆申し込み・問い合わせ先 企画政策課 企画係 ☎85-4817

介護保険料の特別徴収平準化について

介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいております。納めていただいておりますが、保険料段階の変更・特別徴収回数の変更などで仮徴収額と本徴収額の差が大きくなっている方がおり、このまま仮徴収を行うと1年間の保険料が前半（仮徴収）と後半（本徴収）で偏ったままになってしまいます。そこで、1年間を通じて保険料ができるだけ均等（平準化）になるように、6月と8月の介護保険料の仮徴収額を変更します。

なお、対象者には4月下旬に個別通知します。

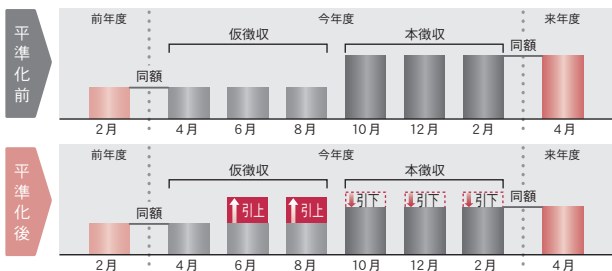
※仮徴収額と本徴収額に大きな差がない方は対象となりません。また、平準化を行っても再度、保険料段階の変更などで保険料が変わった場合は、年度内での保険料の変動が大きくなる場合があります。

「仮徴収」「本徴収」とは

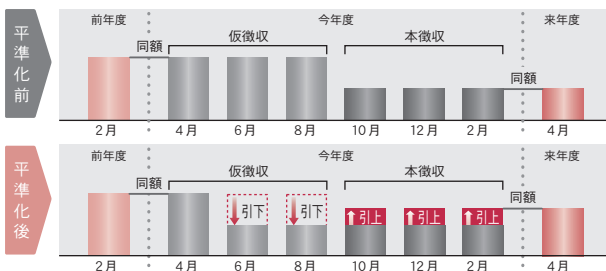
仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
前年の所得が確定していないため、仮に算定された保険料（通常は前年度2月の特別徴収額と同額）を納めていただきます。			確定した年間保険料から、仮徴収で納めた額を差し引き、残った額を3回に分けて納めていただきます。		

介護保険料の特別徴収平準化イメージ図

◎仮徴収額が低く、本徴収額が高い場合



◎仮徴収額が高く、本徴収額が低い場合



◆申し込み・問い合わせ先 福祉課 介護保険係 ☎85-2247